行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-107	
処分の種類	個人施行者の施行認可の取消し					
根拠法令条例 等·条項	土地区画整理法第124条第2項					
処分の概要		部道府県知事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、 認可を取り消すことができる。				
処分基準(未設定の場合はその理由)	【参考】土地区画望 都道府県知事は、	会等の規定において言い尽くされているため) 区画整理法第124条第2項 事は、個人施行者が前項の規定による命令に従わない場合においては、そのする土地区画整理事業の施行についての認可を取り消すことができる。				
基準の制定根拠	_					